

定 款

新都ホールディングス株式会社

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、新都ホールディングス株式会社とし、英文では SHINTO Holdings, Inc. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 銅、アルミニウムその他金属再生材の開発、製造、加工、輸出入及び国内販売業務並びに資源・環境リサイクルに関する事業
2. 廃プラスチック原材料及びスクラップの輸出入及び国内販売業務並びに資源・環境リサイクルに関する事業
3. 産業廃棄物、一般廃棄物の収集・運搬・処理、リサイクル及びこれらリサイクル品の輸出入並びに請負事業
4. 合成樹脂、合成繊維、化学繊維、天然繊維、その他の樹脂及び繊維並びにこれらの原材料の製造、加工、輸出入及び国内販売事業
5. 建設資材、物流・包装資材の製造、輸出入及び国内販売業
6. 医薬部外品、化粧品、香料、その他化成品並びに健康食品の製造、輸出入及び国内販売事業
7. 不動産の企画、売買、仲介、賃貸、管理等の不動産事業
8. 衣料品の製造・輸出入及び国内販売事業
9. 商標権、意匠権、著作権の取得、譲渡並びに管理に関する事業
10. アクセサリー、服飾雑貨、室内装飾品、宝石及び日用品雑貨の製造、輸出入及び国内販売事業
11. インターネット、ソフトウェアの開発、輸出入及び国内販売事業
12. 労働者派遣事業
13. 通信販売
14. 損害保険代理業
15. 各種イベントの企画、制作、実施
16. 店舗、事務所のインテリアの企画、設計
17. 広告代理店業務
18. ホテル、旅館等観光施設、飲食店、スポーツ・レジャー施設の経営
19. 電気・通信及び電子機器、電池、電池応用製品の製造、販売
20. 発電機器及びその関連機器の製造、販売
21. 情報処理及びコンピュータソフトウェアの開発、販売
22. 前各号の製品・物品・ソフトウェアの輸出入、代理店業並びにこれらに関する修理、保守サービスの提供、受託
23. 発電事業及びその企画、管理、運営並びに電気の供給、販売

24. 有価証券の投資及び運用、各種債権の買取り、為替取引並びに各種金融業
25. 有料職業紹介事業
26. ペットフード及びペットケア用品の企画、製造、加工、販売及び輸出入
27. 印刷業及び印刷物、印刷システム機器の製造、販売、企画及び輸出入
28. 病院外における介護及び介護に関する事業
29. ドラッグストアの経営
30. 塩、たばこ、飲料（アルコール、酒類、アルコール含有飲料を含む）等の食料品並びに農畜産物、水産物に関する貿易業、売買業、仲立業およびその代理業並びに製造業、加工業
31. 貿易及び輸出入代行業務並びにそれらの仲介
32. 総合リース業
33. 前各号に関するコンサルタント業務
34. 前各号に付帯または関連する一切の事業

（本店の所在地）

第3条 当社は本店を東京都豊島区に置く。

（機関の設置）

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- （1）取締役会
- （2）監査役
- （3）監査役会
- （4）会計監査人

（公告の方法）

第5条 当社の公告は、電子公告にて行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

（発行可能株式総数）

第6条 当社の発行可能株式総数は、100,000,000株とする。

- ② 当社は、会社法第165条第2項の定めにより、取締役会決議をもって自己株式を取得することができる。

（単元株式数）

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

（株主名簿管理人）

第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規程)

第9条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第10条 当会社の定時株主総会は、毎年4月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(招集権者および議長)

第11条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の基準日は、毎年1月31日とする。

(決議の方法)

第13条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主(実質株主を含む。以下同じ。)の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第16条 当社の取締役は、15名以内とする。

(選任方法)

第17条 取締役は、株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第18条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第19条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選任する。

- ② 取締役会の決議により取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第20条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第21条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

第22条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数をもって行う。

- ② 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第 23 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 24 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 監査役および監査役会

(員 数)

第 25 条 当会社の監査役は、4 名以内とする。

(選任方法)

第 26 条 監査役は、株主総会において選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 監査役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 27 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第 28 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 29 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第 30 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第 31 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 6 章 計算

(事業年度)

第 32 条 当会社の事業年度は、毎年 2 月 1 日から翌年 1 月 31 日までの 1 年とする。

(期末配当金)

第 33 条 当会社は、株主総会の決議によって毎年 1 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第 34 条 当会社は、取締役会の決議により、毎年 7 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第 35 条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払い義務を免れる。

② 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

改訂履歴

2022 年 4 月 28 日改定	第 6 条 発行可能株式総数 100,000,000 株
2023 年 3 月 30 日改定	附則の削除
2023 年 4 月 28 日改定	第 2 条 目的変更